

令和4年度 第1回鳥取市景観形成審議会 議事録

1 日 時 令和4年11月18日(金) 10:00~12:00

2 場 所 鳥取市役所本庁舎6階会議室6-5~8

3 出席者

(1) 委員

倉持裕彌委員、細江美欧委員、樋口洋子委員、尾崎富美恵委員、
田中静雄委員、伊藤達朗委員、小柴正子委員、井戸垣泰志委員、西原牧夫委員
清水はるみ委員、谷口紳二委員、小山富見男委員

(2) 事務局

鳥取市都市整備部 牧野隆史次長兼都市企画課長

都市企画課 三谷哲主査兼都市計画係長

谷口幹雄主任、竹内美絵技師

最高裁判所事務総局経理局営繕課第一設計班 川辺昇由主任技官、浅野美紀営繕専門職
株式会社東畑建築事務所 設計室 畑雄人技師

4 報告事項 審議会運営に関する考え方について

5 議 事 久松山系景観形成重点区域内における裁判所の建替えについて

6 その他 デジタルサイネージ(可変表示式広告物)の手引きの作成について

7 議事概要

開 会

(1) あいさつ

(2) 委員紹介(上記参照)

(3) 会長・副会長の選出

(事務局)

今回、改選後最初の審議会となります。会長・副会長を決定する必要があるのですが、鳥取市景観形成条例第30条第1項に従いまして、会長・副会長を互選により選出することになっております。どのように取り計らいましょう。

(委員)

事務局の一任でお願いできないでしょうか。

(事務局)

事務局一任というお声がありましたので、事務局の案としてご提案させていただきます。

会長につきましては、鳥取環境大学准教授 倉持委員様、副会長として鳥取大学助教 細江委員様をお願いしたいと考えます。いかがでしょうか。

(全委員)

(異議なし)

(事務局)

ありがとうございます。それでは倉持会長、議長席に移動していただき、一言ご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(倉持会長)

鳥取環境大学 経営学部の倉持と申します。ただいま議長という大変大きな仕事を拝命いたしました。

先ほど牧野次長(事務局)のご挨拶の中にもありましたが、3年ぶりの対面での開催ということで、確かに今コロナが大分流行ってしまっていて、3年前か2年前ぐらいでしたらまず対面での開催は無かったのかなというような数であります。

ただ、段々その対処というか、色々な形で世の中がコロナとうまく付き合えるようになってきたという言い方がいいのかどうかわかりわかりませんが、こうした会議が対面で開催できるようになったというのが、一つ良いことなのかなというふうに思っております。

私自身は景観の専門家というわけではなくて、普段はまちづくりですとか中山間地域のことを研究しているのですけれども、こうした景観は様々な領域が入った非常に複雑な分野であると認識しています。ですので、こうして多くの皆様のご参加をいただきながら、おそらく慎重に色々議論を進めていく必要があるのかなと考えております。

本会におきましても、私は拙く進行をさせていただくことになるかと思っておりますけれども、皆様のお力添えにより、無事に努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

これより先の議事の進行につきましては、景観条例の規定によりまして倉持会長にお願いしたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

(倉持会長)

それでは、一つ目です。報告事項ということで、事務局から報告をお願いします。

報告事項 審議会運営に関する考え方について

(事務局)

審議会運営に関する考え方について、ご報告をさせていただきます。

景観審議会の開催にあたっては、鳥取市景観形成条例で定めるものと、それ以外の運用により開催しているものがあります。条例で定めている事項については、時間の都合上省略させていただきます、それ以外の運用の部分についてご報告いたします。

届出対象行為の景観形成基準への適合についての意見聴取としては、5つの項目として

1点目は、市は届出内容が景観形成基準に不適合の可能性があると判断し、審議会に協議

事項として諮るものです。これは、審議会の意見を聞いて市が今後の対応を判断するものです。

2点目は、市は建築規模と周辺景観に多大な影響がある届出対象行為の届出内容が、景観形成基準に適合と判断したが、条例第27条及び28条の規定の趣旨を踏まえ、審議会に協議事項として諮るものです。今回の議事である裁判所の建替えもこれに該当し、審議を諮るものです。

3点目は、市は届出対象行為の届出内容が、景観形成基準に不適合ではないと判断し、建築行為等が行われたが、周辺住民から不適合との意見が寄せられたため、審議会に協議事項として諮るものです。これは審議会の意見を聞いて、市が今後の対応を判断するものです。

4点目は、条例第28条第2項の規定に基づき、審議会委員から意見の申し出があったときです。

5点目は、先ほどの4点以外について景観計画の運用事項と運用事項に関することとしています。

以上が条例以外の運用として扱っており、これに基づき景観形成審議会を開催しています。以上が報告事項になります。

(倉持会長)

ありがとうございました。ただいまの点は何かご意見ご質問等ございますか。

(委員からの意見なし)

報告事項ですので、次の議事に進めさせていただきたいと思います。議事について事務局から説明をお願いします。

議事 久松山山系景観形成重点区域内における裁判所の建替えについて

(事務局)

※資料1を用いて説明。

(最高裁判所)

※資料2を用いて説明。

(倉持会長)

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(田中委員)

聞きたいんですが、私はですね、もう約50年以上裁判所の緑化をしてきた人間です。

今回、計画を立てるときにもう少し前緑化の現状を把握して、それを残すような計画をなせられなかったか。僕は非常に、この前も造園協会の皆さんと話しながら、突然と100年以上の松を二本切られる。この現状は市民に分かっておられるのか。私達も、この裁判所をつくった当時から、父親がやってきてそのあと私がやってきて約50年近く管理してきました。

玄関の松は非常に良い松で、鳥取県一の松という評価をされております。ただし特殊な松で、芽が1本しかありません。普通の素人さんがされたらすぐ枯れちゃいます。そのぐらい大事にしてきた松なんで、あの松は。いつも裁判所長が上から見られて、葉っぱがなくなると、松くいではないかみたいな話で行かせていただきました。

だからあの松を残すのは正解ですけど、ただあの松の下の現状が、移動したときに、古い写真見られたでしょ。あそこの位置に埋まっていたのを、この正面に建物が建ったときに持ってきたんですよ。だから非常に昔の現状は悪くて、というのは当時、鳥取震災の時に建物が崩壊したそのまま残っていて、その上にあまり通らなくて植えたみたいでね。あんまり根の張りが悪いんです。そのたびに、少しずつ傷んで、林業試験場の人たちともう何年も苦労して、あそこまでやってきた松なんです。

ただ非常に残念なのは、仮設のプレハブを建てるときに、突然と目の前で切られました。なぜあんなことをされたのか僕はよくわからない。

景観、景観と先ほどから言っておられて、緑化のことも一生懸命言っておられるけど、100年以上経っている松を切らないで計画を立てることはできなかったのか、ちょっと疑問なんですけどね。建物の現状が景観形成って言われるけど、緑化もやっぱり景観の一つなので。なぜ古いものを残す考え方をしなかったか、これをちょっと聞きたいなと思っているんですけど。

(最高裁判所)

計画に当たりましては、まずこの場所だけで建替えをしようとする、今の建物をやりくりしながら建替えざるを得ないことから、別の敷地に仮庁舎を建てるなどの手だても考えながら計画を進めてきたと聞いております。一方で、なかなかそのような適地がないことから、この敷地での建替えを決めました。今、委員がおっしゃったように、松もできる限り残したいというのは現地の職員、地元の方からも聞いておりましたのでその点も十分検討して参ったところでございます。

計画にあたっては、現状の松がどのような状況にあるかも確認しまして、敷地内での移植などができないかといったことも、意見を聞いて参りましたが、なかなか難しいところもあり、申し訳ないですが伐採とさせていただきます。実際の伐採の時には、中はかなり空洞で、根も大分傷んでおり、移植には耐えられなかったと感じています。

(田中委員)

この話はどなたとされたんですか。

(最高裁判所)

現地の裁判所などと考えてきたところです。

(田中委員)

基本的にはそういう審議の時には、例えば鳥取県の緑化の関係業界があるわけで、そういうところも呼んでいただいて、本来は。緑を大事にするっていうのは私たちの信条なので、そこのところできてないの。業界でも突然と松が切られたと、私にも電話がありました。

もう 50 年以上やっておりますが、突然切られたって。話聞いていますか？いや聞いていない。そんな状況だったので。やっぱりそれはね、おかしいですよ。

ちゃんとかいいう審議会でもやるかたちで、建物だけでやるのはおかしい。それは当然かもしれないけど、そういう状況の時には、ちゃんと審議会と呼んでいただいて、どうしたら一番いいんだろうかというのを相談してもらったらもっといい計画ができたかもしれない。切ってからそういう状況でしたって言われたって私たちも、本当心外ですよ。うちの業界は、特に東部の方々なんかは、国ってこんな簡単になってしまうのかっていう話があって。これが鳥取市だったらもっと相談ありますよ。県だったらまだ相談あります。なのに国だったら何で相談がないのかなというのが、私たちの業界の意見です。個人的には非常に憤慨しております。こんなことで裁判所建てるとかっていう。おかしいじゃないかって。

緑化、緑化って、緑化計画で一生懸命私たちも頑張っていて、鳥取市を緑にしようとしているのに、片やある緑を勝手に切る。もうちょっと考えを、市民や県民に理解ができるようにして欲しいなと思うんです。一言だけこうしたいっていう話があったら、もっと皆さんが意見を言う場があったと思うんですよね。だけど市民は誰も知りませんこの話。ほとんどの方が知っていないと思います。

(倉持会長)

ありがとうございました。

(西原委員)

まずこの駐車場の出入口は、側面からの駐車場の出入りになるのでしょうか。正面からは、駐車場にはどうも通じていないようで。といいますのは、ここの県庁方面から来たら、右折禁止に以前なっていたと思うんですよ。ですから警察がいて取り締まりを受けたと思うんですけど。このたび、この配置を見ると駐車場は県庁方面から来て右折して駐車場に入ると。このあたりは交通の関係はどうなっているのでしょうか。

(最高裁判所)

国道 53 号を県庁方面から参りますと、裁判所の入口に向けて、右折可能の信号がついておりますので、現在では右折禁止にはなっていないと思います。県庁側からきますと、2 車線ございまして、右の車線は右折専用車線になっています。

(西原委員)

そうですか。従来あそこを右に曲がると警察が待っていて、右に曲がってはいけないというのが定説になっていたものが、そうですか。ありがたいです。

(最高裁判所)

T 字路の交差点から、駐車場に入れます。

(西原委員)

行けるんですか駐車場に。それからもう 1 点は、側面の方からも入れるんですか。

(最高裁判所)

今もそうですが、一般には開けないつもりです。

(西原委員)

そうしたら正面玄関からの出入りということ。

(最高裁判所)

小学校もございまして、左側の道路がスクールゾーンにもなっておりますので。

(西原委員)

そうですか。そしたら駐車場には正面玄関、左側から入るとい形ですね。

(最高裁判所)

はい。

(西原委員)

承知しました。

(倉持会長)

ここ(国道53号の消防署前を県庁側から久松緑地側へ入る右折)は相変わらずダメなんですよね。

(最高裁判所)

そうです。

(倉持会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(清水委員)

ちょっと裁判所の方にお尋ねしたいんですけど。外観のベースカラーが鳥取市景観計画に定められてるということなんですけど、事前にこのベースカラーは、もうわかっていらっしゃるんですか。資料2に出ておりますけれど、こういう色合いでしょうか。やっぱり色彩は、久松山の景観を壊したくないとか、私はそういう自然の環境もやっていますものから。建物の連携っていうのは大事なんです。ですから色彩というのは特に、調和的に合わないようでしたら、その景観自体が死んじゃうんです。ですから、事前にそれが分かっているのかということ。

それから緑化が33%でした。もう少し多くてもいいじゃないか、やっぱりこういう建物はちょっと冷たさがあるんですね。ですから自然なものの面積が多いほど、やっぱり温かさを感じるというか、そういう部分もありますし。

それからこの地面の色合いですけどね。これは茶系でしょうか。一番最後に出ておりますが。資料2ですね、これに出ておりますが。この色合いですから、何かインパクトが強すぎるんじゃないかなというふうに感じておりますがいかがでしょうか。

(最高裁判所)

順番にお答えいたします。

ベースカラーにつきましては、市の基準であり派手過ぎないようにすることとされています。先ほどご説明しましたように、背後に久松小学校がありまして、白の落ち着いた色と、濃い茶色をベースにしております、裁判所も同じように、白すぎないグレーのタイルと、

黒っぽい金属屋根の構成とすることで合わせたいと考えているのが一点目です。

緑化につきましては、建物を建て、歩道と駐車場を設けます。それ以外の範囲をすべて緑化といたします。この緑化につきましても、高い木では、道路から建物まで距離を離すといった点との調和や、雪が積もるといふこともあり、なるべく高いものではなく、低い木、草や、歩道沿いの今の樹木を活かすような計画にできればと考えています。こうすればいいと、もしイメージがとおりでしたら、お伺いできればと思います。

色についてですが、先ほどの、茶色とおっしゃったのは、正面歩道の部分でしょうか。これが少し派手ではないかといったことであれば、既製品の中には、落ち着いた色もありますので、これから検討して参ります。

(倉持会長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(小山委員)

裁判所の歴史が、写真を元にして説明ありましたが、昭和63年度の増築のところは、えらくサッとされたんですが、あれは非常に大きな問題だと思うんですね。少なくとも鳥取市民の景観に対する意識は、最高裁判所よりも進んでいたと。後に景観法ができるけども、その景観法をつくるにあたって、やはりこの鳥取の裁判所のことについては、相当検討はされているというふうに思うわけなんです。ですからそのところで、最高裁のその時の反省、或いは、現在にそれがどのように検証されているか、ということをお聞きしたいというふうに思っております。

それからまたその他にも言いますが、写真を見た時に、ああいうふうに復元できないものかというふうに思ったんですよ。木造でね、あれをやって欲しいな。

新しく出された提言は、前の6階建てよりもちょっと低くなっているという言い方ですけど、私にすれば6階はもう無しにして3階を基準にして、今の3階よりも少し高くなるけども何とか認めてもらえないだろうかという言い方だったらわかるんですけど。6階がもう前提であると。6階建てそのものも、経年劣化はしているんですか。そういうような疑問を感じるわけなんです。

それから昨日この写真を持ってあの場に立ってみたんですけども、何かしら遠くに感じる小さいほうが、それから検察庁の前で映した写真は、何か実際はもっと威圧感があるのに、ちょっと小さく感じるという。その辺りで写真に対して、何か加工がされてるんじゃないかというような疑問も持ったような次第です。私はやはりここは、いわゆる一番のポイントで写真は撮影されている。ここからの景観が一番大事だというふうに認識されていると思うんです。

そうした意味では久松山というあれは、かつての藩主であった池田家が鳥取市に寄贈されたわけなんです。その同じような形で、敷地を鳥取市に寄贈して、よそへ出て行ってもらえないかなというのが私のお願いです。そうすれば、久松山、鳥取市そのものが景観による街づくりをより一層進めやすいし、今のように堀の内だけを整備すればいいっていうの

ではなくて、家老屋敷一帯も考えた街づくりをすることによって、鳥取市のある意味では創生が図られていくのではないかなというふうに思います。新しい裁判所と言えば、景観条例で稜線を維持すると言いながら、右側の稜線が消えてしまっているというようなことにもなってきます。

最初に言いましたけれども、明治のころの木造、下は地下をやってやれば、これは最高裁のイメージが大いに上がってくるんじゃないかと。法務行政は、法務大臣の話にならない発言があって信用が失墜してる。私はそれ以上に、公文書が破棄されてしまった、各裁判所で。あれは大変な問題であって、そうしたことも挽回しなければいけない。公文書の廃棄については、多くの事務方がされたと思うんですけども。上から言われれば、そういった形で下だけやるのではなくて。やはり全体を見て、こうした鳥取市における裁判所がこうあるべきじゃないかという、ちょっと大胆な発想転換のもとで新しい裁判所を作って欲しいな。そうすれば、司法に対する信用も大いに回復するんじゃないかというふうに思います。

それから国全体として、SDGsだとかだと脱炭素社会的なことを言っている。そうやってきたら、やはり木造というものがいいではないかと。木造は耐火がどうのこうのっていう言い方もありますけども、今もうかなり進んでいて、木造の耐火というものも開発されている方は多分ご存知じゃないかと思えますし、国土交通省そのものが、官公庁の建築についてはなるべく木造を使うようにというお触れが過去には出ているはずなんです。そういったことをまず鳥取で実績とし、明治の頃の木造の建物ね。そうすれば、本当に裁判所というのは信頼できるなということ、ますます感じる。かつての増改築の汚名をここで挽回して欲しいなというふうに思う次第でございます。

(最高裁判所)

私の説明で足りない部分はお詫びします。

昭和63年の6階建ての増築の話ですが、コンパクトに話を進めたという点は申し訳ございません。裁判所の中でも、私が入社する前の話ではありますが、鳥取の裁判所の中で言い伝えられております。この計画にあたり、最初に話を聞いたのもその点でございました。当時の日本海新聞の切り抜きが、いまだに現地の裁判所にあることから、今回の計画にあたっては、そのような点も、反省と申しますか、そこでの意見というものを大事にしたいというところから始まっております。

各地に裁判所はございまして、県庁所在地に所在する地方裁判所の建替えでは5階建てから8階建てとすることが多くございます。にもかかわらず、今回、予算要求にあたっては、このような経緯も踏まえ、地下も活用して、3階建ての計画にしたところでございます。

木造化についてですが、木材利用促進法ということで、今ご説明あったように、裁判所庁舎もその対象となっております。一方で、この法律におきましては、収容施設など一部除外の事項があります。裁判所も被疑者被告人などが来るなど、そのような枠組みの中で、木造とできない部分があるところはお理解いただければと思います。

写真についてですが、現在の建物の高さ、建物の場所も分かっております。今回の新しい

イメージについても、計算を行い、小さく見えるように、目立たないようにといった加工はしておりません。その点は、申し上げたいと思います。

(田中委員)

今言われた高さのことなんですけど、基本的には現状と今度建てられるものと高さ部分はどれくらい違うんですか。屋根の部分から考えて隣の学校を見ると、かなり高いように見えるんですけど。写真しかわからないので、どのくらい差があるんですか。

(最高裁判所)

正面の建物が12メートルです。それに対しまして、新しい庁舎の軒先が、先ほどご説明したように、15メートル。高い三角屋根の頂部で、17メートル。建物の最も高いところで18メートルです。同じ3階建てではございますが、屋根の分、高くなります。

(田中委員)

この18.69が本当ですよ。要する6メートルほどしか変わらない。通常でいったら4階建てくらいの高さ。3階建てみたいに見えるけど4階建てくらいの高さ。ただ、前の後ろの建物の違いだけが表れている感じにしか見えないんですけど、このところが今現状6階建てはどのくらいの高さなんですか。

(最高裁判所)

23メートルです。

(倉持会長)

よろしいでしょうか。

(谷口委員)

総合的に考えると建物の配置とか、これまでよりは良くなっていると思います。一番良くなっているのは右側に移ったというのが良くなっていると思います。確かに小山委員が言われた、別の場所に建てればというのがね。確かにそれは一番よかったと思います。この計画を踏まえすと、今度は鳥取市の方の対応に問題があるんじゃないかと思います。

久松小学校の建物ですね。久松小学校も大分古くなっていますから、そのうち建替えということが計画に上がってくると思います。その時に、どのように建替えるか、そこで鳥取市が景観についてどのように考えているか、大事に思っているかどうかが出てくると思います。

今智頭街道からの景観ということは重視されていますけども、それと同時に53号線からの景観というのがやっぱり大事だと思います。私がこれまでちょっと残念だなあと思いますが、53号線を走って、日常の生活の中で鳥取城址が見えない。久松山の頂上は見えますけども、二ノ丸とか三ノ丸とかその石垣の城址を目にしなが生活することができない。53号線通るときに、ちょっとでも仁風閣とかそういう所が見えたらいいのになあとよく思っていました。

今回裁判所は右側に移って、法務局のある通りですかね、そこにちょっと空間が空いたので、前よりは鳥取城址・久松公園が見えやすくなっていると思います。それに対して邪魔に

なっているのは、今度は小学校の建物の二つある部分の道側の部分ですね。それが邪魔になって、せっかく裁判所が移ったというか左半分が無くなったのに、結果的にはそんなに眺望が変わってない。そこはやっぱり鳥取市が今後の小学校の改築をする際によく考えないといけない。その時にこの審議会があるかどうかわかりませんが、この審議会のあり方もやっぱり問題があると思います。

裁判所の例に関わらず、私たちが審議するのはもう計画が決まってほとんど変更の余地が無い、そういう状態で審議会に上がってくるわけです。これだと、ああだこうだ言ってもね。その審議の委員の声が反映されない。だから小学校の改築をする時は、本当の初期の段階でね。まだ、校舎の場所なんかの変更ができるそういう段階で、まず1回目の審議会を開いて欲しい。それを踏まえて最終的な審議会をする。本当にこの審議会いい会議だと思うんだけど、実行性に乏しい会議だなと。それをこれまで感じていますので、その辺を改善するとともに、この裁判所と久松小学校の関係するところにおいては、これまでの在り方を変えた審議会の開催をして欲しいと思います。

(倉持会長)

今のご質問に対して事務局のまず回答をいただいてから。

(事務局)

審議会に諮るタイミングとしましては、事務局として考えているところは、ある程度設計が出来た段階で、審議会に諮らせていただいているところです。

それはなぜかという、大方の設計ができていないと、裁判所で言えば、配置であるとか高さであるとか色合いであるとか、そういったもののイメージがなかなか付かないというようなこともありますので、実質今の審議会に諮らせていただいている時期としましては、実施設計に入った、概ね計画ができた段階で審議会に諮らせていただいて、そこでご審議をいただいていると捉えております。

ただその中で、先ほども委員さんの方からご意見をいただいた色合いであるとか、そこら辺がもう少し検討ができないかというような点については、一度提案した方に対してご意見をお伝えして、そこで配慮していただけるものであれば配慮していただくというところで、この会をさせていただいているところでございます。

(倉持会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(清水委員)

裁判所の方に要望したいんですけど、先ほども委員さんの方でも、何か地元の声を聞かないということですが、これは国の管轄ですからね。勿論、なかなか地元の方というわけにはできませんけれど、予算もあることですし、ですけどただ国の通達だけじゃなく、地元の方が長年住んでおられますので、できる限り地元の方のご要望を聞くように、これからは決まってしまったっていうのではなくて、要望を聞いてやっぱり地元の方との調和をしていかなきゃいけないわけですから。その辺を、もう少しちょっと考えていただけたらなという

ふうに思っております。

それから鳥取市の方にちょっとお尋ねしたいんですけど。豊かな緑と山の保全をということですが、今鳥取県も森林税を500円取っています。それがこれからまた1000円になるわけですね。何かこの森林税を取っている割には意外とそういう効果が現れてないなというふうに思っておりますし、それから県庁の9階でいつも久松山を見るんですが、ものすごく何か荒れているように感じるんです。ですから、どの辺まで手入れをなさってらっしゃるのか。その辺のところは、いかがなものでしょうか。

(事務局)

今の清水委員さんからのご意見で手入れの件なんですけど、こちらはですね、一応公園というところもございます。あと、文化財という位置付けもございます。

やはり手入れの仕方も、公園側の方としては、当然危ないところはなるべく現状を崩さないような守り方に、気をつけているということは聞いております。ただ直接担当課ではないもので、詳しいところまでは申し訳ないですけれども今この場でお伝えできませんが、管理をしてないというわけではなくてですね。あと山林を守るという関係も、松くいなど虫の対策も、農林サイドの方でもさせていただいていると聞いておりますので、そういったあまり現状を崩さないような管理に気をつけているというふうに思います。ご意見として、関係課の方にお伝えさせていただきます。ありがとうございます。

(倉持委員)

西原委員お願いします。

(西原委員)

色々ご意見が出ていますけれども、この久松山山系の景観重点区域での裁判所が今論議されているんですけども、ここの裁判所について十分論議して、次は何が起こるかというのは、学校審議会の中で校区の再編というものがあるんですよ。この中に、久松小学校、醇風、遷喬という、2キロかそこらに三つ学校があると、これを集約しなければいけないのではないかという意見が実は出ているんです。そうすると、この場所は久松になるのか、或いは醇風小学校になるのか、そのものを三つ集約するということになって、次の建物の建築が出てくるわけなんです。そうしたら、この裁判所をなし崩し的に終わったら、次の学校校舎の新築に関して、裁判所の問題はこうなったからいいんじゃないかということになってはいけません。私はこう思うわけなんです。

ですから、景観、市民の感情、それから国の施策というものを、十分論議してまとめてもらいたい。そうしないと次の学校審議会で、新しい校舎を建てることに関しても、支障があってはいけないというように私は思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

(倉持会長)

何かありますか。

(事務局)

小学校の統廃合の問題については私の方から何とも言いようがなく、教育委員会の方に

お伝えすることもまだできないような状況なので、そちらについてはお答えできませんが、もし何かこの景観形成重点区域の中で、またこういった公共施設の建築が起こる場合は、当然皆様にご意見をいただくというところは考えておりますので、またその際には審議会を開催させていただいて皆様ご意見をいただきたいということなのでよろしくお願いたします。

(倉持会長)

ありがとうございました。進行上、先に進んでもよろしいでしょうか。時間が限られておりましてこの後のものもございます。

(最高裁判所)

先ほど清水委員からありました地元の説明でお話させていただくと、計画を始める際に、近隣の住民の皆様には、地方裁判所の方からご案内を差し上げました。その後、より大事な場所でもあるので、広く周知すべきだとのご意見もございましたので、西原委員からもございました、久松校区、遷喬校区、醇風校区の皆様には、説明会のご案内を差し上げて、先月近隣説明会の方を行いましたので、ご報告させていただきます。

(倉持会長)

ありがとうございました。

まだ多分、ご意見あろうかと思うんですけれども、一応時間もありますので先に進めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(小山委員)

やはり議論されないといけないわけで。じゃあその次どうするのかというようなことをしなければ、打ち切られて我々がお墨付きを与えたというような形になっては、我々委員として失格ということになるわけですね。このあたりは、どう今後やられるかの方針を聞いてからでなければ賛同できません。

(倉持会長)

では確認ということですが、事務局の方向かご意見ございますでしょうか。

(事務局)

先ほど届出に対する措置状況の表を見ていただいたように、鳥取市の評価といたしましては、評価できるとさせていただいております。今日いただいた意見の中で、色合いについても、対応いただけるようご返事をいただいておりますので、この建築についての措置状況としては、基準に沿っているものと考えております。

(倉持会長)

これはよろしいですか。

(小山委員)

私は今の意見には反対で、まだ議論が尽くされてない。それから近隣の方に説明したというんですけれども、これは市民の全体の問題でもあるし、或いは県民の関わる問題であるし、そういったところでの意見も集約して欲しい。小学校の改築がどうのこうのという以前に、

景観を生かしたまちづくりを、都市企画課はどう考えているかということとも関係するわけで、そういったところを考える良い機会ではあると思うんですよね。そういった点も含めて、やっぱり議論を尽くしてない。私の言ったことに対して、やはりきっちりとした回答、最高裁が持ち帰ってきてもらうという分を資料として、その上で、方向性は決められてもいいんじゃないかと思います。

(田中委員)

私も先ほど最初の話の、計画が練られたというお話なんですけど、その練られた資料を見せいただいたんですけどね。きちんと。こうこうだからこういう形でいろんな方が携わって、これをやったんだから計画的に無理だったと。だから木を切りましたと。先ほどから言われているように、じゃあ他の木は元気だったのに何で切られたんですか。まだたくさん木ありましたよ。全部切られましたね。移植だってできます。いくらでも。それなのにみんな切られたってどういうこと。そこを知りたいんです私は。先ほど言ったように松は確かに、空洞化されております。あれを保護してきたのは私のところなんですけど、でもそれが仕方ないと言われたら、じゃあ他の木は空洞化されていない、元気はつらつの木をなんで切られたんですかという、そこが理解できない。そういう計画を当初からされて話をされたんだしたら、その話をしてきた資料でも見せてください。お願いします。

(小柴委員)

話がずれるかもしれませんが、私は生まれてからずっと、今の状態というか耐震の形じゃないところからの状態で地方裁判所を見てきて、私は地方裁判所、あれも込みで久松山の景観で過ごしてきた人間です。それで新しく景観が、建替えるのでまたちょっとずれるっていうところで、またそこで雰囲気が変わるんですけども、それも楽しみにしています。その裁判所を移転された方がいいっていうそういう意見もよく聞きます。そしたら、本当に久松小学校も西高も移転しないといけないのかなっていうそういう感じ。そこまで景観っていうのは、皆さん考えられているんだなあと思います。

私自身は本当に、私が生まれてからはあの景観で育っているので、その景観以外は知らないの、昔の景観を知っておられる方、私たちそういう世代にもっと良かった景観を見せたいっていう思いがあるのかもしれませんが、私は、今の景観が、私の久松山の景観です。

私が一番聞きたいのは先ほど言われた、県庁所在地の裁判所は6階7階だということを、皆さん苦労して3階に抑えてくださったっていうのを聞きしたんですけど、これが、今の建物は50年以上経っていると思うんですけども、建物3階で抑えてあるんですが、50年の間に膨大な資料とか電子化になるんでしょうけれども、それでも3階のままでおれるのか、そこですよ、要するに。地下1階もあるんですけども、やっぱり皆さんも、これから生まれてきたり育ってくる子供たちは、この裁判所が久松山込みの景観になるんですけども。それが途中からまた変わるとなると、ちょっとびっくりしたりするのかなと思うので。本当は裁判所も6階や7階を建てたかったのを3階で抑えられているので、そこが大丈夫

かなっていうのだけちょっと聞きたかったです。

(倉持会長)

よろしくお願いします。

(最高裁判所)

今までの昭和の高度経済成長期では人も増えていましたし、事件も増えて参りましたが、平成から令和に移り、人口も今後日本全体で増えないということも見えて参りました。事件の動向についても、年度によって多少増減はありますが、今後、昭和の時に行ったような、増築を行わなければいけないようなタイミングが来るか、という意味では、確定はできませんが、今までに比べて圧倒的に可能性は低いと思っております。今、意見の中でもありましたように、電子化を進めたり、裁判手続きのIT化も進めております。今回建替えさせていただいた後には、そのままの形で執務していきたいと考えています。

(樋口委員)

関わってこられた方々にちょっと確認といいますか伺ってみたい点、一点ございましてお尋ねさせていただきたいと思うんですが。私どもの方で景観について今いろんな方々の、それぞれの皆さんの思いというのを聞かせていただいたんですが、別のところに移転するという案は廃案になったというようなこととおっしゃっておられたんですが、例えば、市役所が移転しまして、その跡地をどのようにするかということで非常に皆さんで議論されていたと思うんですが、例えばそういうところへの移転というようなお話はなかったんでしょうか。土地としては広い土地ではないので、建物を建てられても手狭なところで上に伸ばさなければいけないという建物にはなると思うんですが、ただ、現状のその背後に久松山があるといったような、景観上非常に重要というような位置というところまではいかないのかなあと、市役所の跡地の場合思っております。例えばそこに裁判所が移転されると、近くに例えば司法書士であるとか弁護士であるとかそういった関係各所の方々のところからも離れませんし、場所としてはいい場所だったのではないのかなあとという気もするんです。そうすると例えば跡地については、景観を保全するということを第一に整備を進めていかれたら、そもその建物の外観がどうであるとかこうであるというようなお話にはならなかったのではないかと。あと、市民の方々の憩いの場所的などころに利用するというところで市役所跡地の方言っておられるようですが、久松山の麓の方が立地的にはそういった条件によかったんじゃないかなという気もちょっと素人ながら思ってみました。

ですので、そういう跡地の連携というのが、例えば国の管轄であるとか市の管轄であるとかいろんな違いもあると思うんですが、そういった管轄を乗り越えての協議というのは、お話はあったんでしょうか。

(最高裁判所)

私が担当する前であり正確ではないかもしれませんが、仮庁舎の場所として検討していたと聞いています。

(樋口委員)

わかりました。今のお話を聞きますと、近隣住民の方々が景観に対して非常に思い入れを持っておられると同様に、おそらく法曹界の方ですよね。長年法曹界に携わってこられた方も、やはりあの場所に対する思い入れというのが非常にあって、でもその中で色々と県であるとか市であるとかの施設というのは最近非常によく場所が変わっているんですが、そういったことを採用せずにあの場所でというような結論に至られたのではないかという気もいたします。

そうすると、皆さんそれぞれ立場が違って思い入れがある部分があると思うんですけども、やはりそういった行政をしてこられた方とかそういった方々の思いというものもあるとしたら皆さんの意見は重々あるとは思いますが、やはり少し皆さんが譲歩していただく部分というのもどうしてもこういうふうに公共の建物を建てていくという上では、必要なことではないかと思います。当然例えば説明不足であったりとか、いろんな方々の意識の違いってというのは当然あると思うんですね、立場も違いますので。ですが、少しずつでも、ここまで来るにあたって非常にいろんな議論はされていると思いますので、おっしゃられること、皆さんの意見をなるほどなというふうに聞かせていただいています。一つずつ話し合いを今からしていくのもやはりお時間も当然かかりますし、この場でなかなかそれを進めていくというのは難しいところもあるのかなというふうには今思っていますので、また別の機会で、例えばこういう機会を設けていただくというのはいかがなんでしょうか。

(事務局)

事務局といたしましては、今日いただいた質問については、後日になりますが書面の回答をさせていただきたいと思えます。実は、この法律と条例の中でこういった会議を運営させていただいているものですので、その規制の範囲というのが、配慮という事項がこの景観というのは大きいものでですね、これは駄目ですという判断ではなく、これは配慮していただけますでしょうかというお願い事項で大体止まっているというところが実態でございます。先ほども委員さんの方からもお話がありました、景観というのは個人個人で捉え方が違うというところもございます。

ですので、結論というのではなくですね、この場でご意見はいただくと。それぞれのご意見は尊重させていただきますので、当然そういったところを見てですね、そこで出た疑問に対しては、後程書面で回答させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(小山委員)

条件をクリアしていたら、それでよしというのでは、いかがなものかと。旧統一教会の問題でも、改名の申請が出て条件がクリアしているからOKだと。もっと背景にある大きな問題というものを考えながらやっていただきたいというふうに思うわけなんです。そうしたところを抜きにしてやられたのは、単に審議会を利用されてしまったというだけに終わってしまうというふうに思うんです。だから、早急に第2回というようなものを私は開いて欲しいというふうに思います。

(事務局)

第2回ということでございますが、この件については先ほど言ったように書面での回答をさせていただいて、今、小山委員さんが言われていますのはこの景観審議会のあり方とか、あとはその基準の定め方とかそういうところに関わってくる、制度的な問題だと思っております。そういったところをまた事務局の方で検討させていただきながら、皆様の方にまた伺いながらですね、そういった会議を開かせていただきたいと思いますと思っております。

(倉持会長)

はい。よろしいでしょうか。

(清水委員)

鳥取市の方が言われたように延々とこれやってもあれですので。やっぱり皆さんの意見を反映できるような会にしていってもらえたらと思っているんで、これ延々にやってたらね。

(倉持会長)

かなり色々なテーマがごちゃごちゃになっていて、本来ここで議論するような元々想定されているこの議論の中身と、ここじゃない場であったり、或いはこの審議会そのもののあり方に対するものだったり、本当にめちゃくちゃになっているんです。ただ、これ以上はさすがに無理かなと。そういう状況なので、次に進みます。

その他 デジタルサイネージ（可変表示式広告物）の手引きの作成について

(事務局)

※資料3を用いて説明。

(倉持会長)

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(田中委員)

A社の看板の位置ですが何回も通るのですが、やっぱりパネルの部分で、道路信号機付近という形で横断歩道があるので、必ず回られる時に画面が変わればそっちにちょっと目が行って、横断歩道を渡っている人が轆かれるのではないかというような心配を、何回もこの前資料がきてから、あそこを今日も通ってきたのですが。見るとやっぱりどうしても正面に動くものですから目が行ってしまって、反対から左側が来た横断者が、ちょっと分かり辛いのではないかなあと思いました。

それと信号が赤から青かという場面の時にも、結果的に何かふっと画面が変わったら、信号より画面を見ていたら何かその途中で突っ込みそうだし。あとはA社のところで、結構画面がデカイでしょうこれ。あそこを見ると何かの看板が立っていますよね。ああいう動かない看板だったらいいんでしょうけど、動くデジタルの看板は、画面が動くわけでしょ。絶対みんなそっちに目が行っちゃうと思って。どうなのかなあというのをちょっと思っている。ここに配慮の項目があるから、これを考えたときにはやってもらわないとなと感じはしますけど。

(伊藤委員)

同じく A 社の看板についてですが、これはかなり交通量の多い交差点なので、警察或いは国道管理者等からの意見というのはどういうふうにお考えでしょうか。

(倉持会長)

ちょっといいですか。このその他の部分っていうのは、どういった議論をするのでしょうか。

例えば、フロー的にこの後で景観審議会として意見を言うのは、ずっと後に予定されていますよね。ここは報告という位置付けです。例えばここではどういう形の質問をするのかというのは、ある程度ご理解いただいているのかなと思うのですがいかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

会長が言われたようにこちらからお願いしたいのは、この配慮事項については現在報告になるのですが、今後、意見を集約するためにどういったところに意見を聞かなければいけないかということで、各種団体様の意見を聞きたいと考えております。委員の皆様には、この中にも各種団体の方がおられると思いますので、この会議が終わった後に、団体様の方で報告していただいて、もし何かご意見があれば今後の参考とさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめ情報提供をお願いしたいと考えております。

配慮事項につきましてもしご意見等ありましたら、事務局の方から皆様の方に質問をさせていただこうかと思っておりますので、書面でもよろしければ、ご意見ご回答いただければなど思っております。

(西原委員)

長々と会議せずに、次の予定がある人がありますから。打ち切りましょう。

(倉持会長)

ありがとうございます。今の点を踏まえてのご意見、ご質問等いかがでしょうか。

(田中委員)

書面です出すのですか。

(事務局)

はい。後日郵送で質問文書をお送りさせていただきますので、よろしければそれでご回答いただければと思いますので、またその時によろしくお願いいたします。

(倉持会長)

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

最後に 1 点だけご報告をさせていただきたいと思っております。内容については、風力発電事業についてです。

風力発電事業については、鳥取市で青谷・気高地域と明治・吉岡・鹿野・河原地域の 2 地区の計画がありました。これは平成 31 年 2 月 18 日の景観審議会での当時の現状報告を

行っております。そのあと 3 年経過していますので、経過状況を簡単に報告させていただきます。

青谷・気高地域の現状については、9 月 30 日の日本海新聞の紙面にも掲載されていましたが、昨今の資材価格の高騰などにより、今後の許認可の申請及び環境影響評価の手続き等を保留すると、事業者から報告がありましたので報告をさせていただきます。

それからもう一つの地区、明治・吉岡・鹿野・河原地区についてですが、環境影響評価の準備書を作成する前の調査を行うため、地元と調整中と伺っています。

二つの風力発電事業についてご報告させていただきました。以上です。

(倉持会長)

それでは以上を持ちまして令和 4 年度第 1 回都市景観形成審議会を終了いたします。

ありがとうございました。